

令和6年度公園及び児童遊園等（指定管理者）
監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条
第14項の規定に基づき、令和6年度公園及び児童遊園等（指定
管理者）監査の結果に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

令和7年6月23日

東京都北区監査委員	佐藤	明充
同	西村	泰信
同	坂口	勝也
同	坂場	まさたけ



7北土道第1467号
令和7年5月30日

北区監査委員 殿

東京都北区長
山田 加奈子



令和6年度公園及び児童遊園等(指定管理者)監査の結果に係る
措置状況について

このことについて、令和7年3月26日付け6北監第1838号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 指摘事項

(1) 北区は、日本製紙総合開発株式会社(以下「会社」という。)を指定管理者とし、令和4年4月1日から、清水坂公園ほか2公園・児童遊園の管理を行っている。会社は、公園利用者の利便に供するため、東京都北区清水坂公園等の管理に関する基本協定書(以下「協定書」という。)第35条第2項の規定に基づき、自主事業として、都市公園法第5条による公園施設設置許可を得て、飲料用自動販売機4台を設置している。公園施設設置許可書に記載されている許可条件では、自動販売機の維持管理については、会社の負担において行うこととされている。また、協定書第35条第4項によれば、自主事業の収支を明らかにした書類の提出、同条5項では、自動販売機の設置においては、売上額から管理経費を控除した額を基準に50%を区へ返還するものとされている。自主事業収支報告書(令和5年度)における、飲料用自動販売機の収支を確認したところ、収入には自動販売機設置事業者からの売上収入1,123,849円と電気使用料124,243円を合わせた額1,248,092円を計上している。一方、支出には自動販売機設置による公園の土地使用料19,008円及び北区納付金614,000円とあるが、電気事業者を支払った自動販売機分の電気使用料の記載がなかった。



会社が、電気事業者に支払った電気使用料を計上していれば、区納付金は、552,000円となるどころ、62,000円過大となっている。会社及び所管課においては、自主事業の収支報告書の修正を行い、納付金の精算を行うとともに、協定書に沿った適正な事務執行に努められたい。

(道路公園課)

措置内容

自動販売機にかかる当該自主事業報告書の収支報告書記載方法について、支出箇所へ自動販売機分の電気使用料を明記するとともに、過大分の62,000円を管理会社である日本製紙総合開発株式会社に対し、納付金の精算を行うことといたします。

(道路公園課)

(2) 稲付公園の公園台帳を確認したところ、地域振興部地域振興課所管の、稲付ふれあい館（鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積92.82㎡）及び町会倉庫（木造平屋建、延べ面積9.7㎡）が、占用物件として記載されていた。公園台帳によれば、占用期間は平成20年10月1日～平成30年9月30日として、期日が満了したまま現在に至っていることが判明した。また、上記建物は、都市公園法第2条第9号による「公園施設」に該当するところ、同法第6条による公園施設以外の工作物等として誤った記載がされていた。さらに、占用物件と記載された経緯の説明を求めたところ、申請や許可に係る記録がなく、許可に事実を確認することができなかった。所管課においては、都市公園法及び東京都北区立公園条例等に基づき、適正な施設の管理運営を行われたい。

(道路公園課)

措置内容

稲付ふれあい館及び町会倉庫の公園台帳上の記載を公園施設に修正するとともに、当該建物の所管課へ都市公園法第2条第2項第9号に定める公園施設として設置許可申請を求め公園条例等に基づいた適正な管理に努めてまいります。

(道路公園課)